

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 環境事業センター	
契約締結年月日	令和7年4月1日	
業 務 名	昭和苑運転管理業務委託	
業 務 の 概 要	昭和苑における施設の運転管理業務（運転操作、監視、保守点検その他の場内作業）	
契約金額（税込）	44,814,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	名東クリン工業 株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する口欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	別紙のとおり	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部環境事業センターです。

随意契約理由書

- 1 請負業社名
名東クリン工業株式会社
- 2 業務委託名
昭和苑運転管理業務委託
- 3 業務概要
昭和苑における施設の運転管理業務
- 4 随意契約理由

昭和苑は、供用開始後44年以上経過した老朽施設であり、特殊な施設を熟知した上で、効率的かつ安定的な運転が求められる。特に水処理工程（消化処理、曝気処理、高度処理）については、CODや窒素、リンなどを水質汚濁防止法で定められている放流水基準値以下にするため、適切な運転管理が要求される。また、下記のように旧式で作業に有用な装置等が無いような状態である。一方で処理量の減少・経費の削減など時代の変化による課題に対応するため、現場の意見を聞き、連絡を取り合い運用方法等の見直しを行っている状況である。

名東クリン工業株式会社は、昭和55年の開設当時から運転業務に携わり施設の状態を熟知しており、また、独自の操作技術を蓄積しており、当該業務を委託するのが適切であると認められるため選定する。

記

(1) 脱水工程

状態：汚泥ケーキ生成過程において、汚泥に凝集剤、凝集助剤（以下「凝集剤等」という）を注入するが、その注入量を決めるための汚泥濃度測定装置及び凝集剤等の注入量計測器が無い。また、汚泥に凝集剤等を注入するための反応槽が無く、送泥配管に直接凝集剤等を注入するため、運転中の汚泥凝集状態を確認できない状態である。また、脱水ケーキ場外搬出ホッパに重量を計量するものがなく、常時確認が必要である。

操作：運転開始前の汚泥pH測定や作業中の脱水ろ液pH測定などを行い、その値と過去データからの傾向を照合することにより、汚泥の給泥量と凝集剤の注入量の適量使用を行っており常時確認が必要である。また、脱水ケーキの状態、発生量、含水率の状況から重量を割り出し、処理業者が積載オーバーにならないよう常時確認しながら運転調整が必要である。

(2) 水処理工程

状態：毎日変動する汚泥搬入量や汚泥濃度に対し、汚泥移送量を調整し放流水基準値以下に水質を維持するため、毎日の適切な運転管理が求められる。

操作：各処理工程の MLSS や PH の測定値や、過去のデータ、作業員の経験から、汚泥の移送量や曝気量、汚泥の引抜き量、脱水量など水質の状況を確認しながら調整している状態である。

(3) し渣工程

状態：従来、焼却炉でし渣を焼却していたが、乾燥焼却設備を休止し、し渣の場外搬出に変更したため、発生したし渣を人海戦術で袋詰めしている状態である。

操作：バキューム車の搬入が不規則で、し渣の発生するタイミング及び量が不明なため、し渣ホップの量、し渣の状態を常時確認しながら袋詰めをしている状態である。

